



▽道路行政に關係ある法律
命令、訓令、通牒等苟くも
道路行政に當る人々の知
らざるべからざることば
凡て本欄に於て紹介す
▽道路行政に關し生じたる
疑問は本欄に於て回答す
るを以て會員諸氏は隔意
なく質問あらん事を望む

◎群馬縣道路ノ占用及取締ニ關スル取扱手續

第一條 道路管理者道路法第二十八條ニ依リ左ニ掲クル道路

占用ノ許可又ハ承認ヲ爲サムトスル場合ハ關係警察署ニ協
議スヘシ

- 一 標燈、標旗、日除又ハ看板類ヲ設置スルコト
- 二 露店又ハ祭縁日歳ノ市、草市、市日、賣出等ノ爲施設
ヲ爲スコト

三 其ノ他交通取締上密接ノ關係ヲ有スト認メタル道路ノ
占用

第二條 前條ノ道路占用カ國道府縣道ニ屬シ土木管區主幹之
カ申請書ヲ受理シタルトキハ關係警察署ニ協議シ其ノ願末

ヲ副申スヘシ

第三條 警察官署ニ於テ道路取締令第十六條ニ依リ積載量ニ

關スル許可ヲ爲サムトスル場合ハ國道府縣道ニ在リテハ關
係土木管區主幹其ノ他ノ道路ニ在リテハ其ノ管理者ニ協議
スヘシ

第四條 道路管理者道路取締令第十七條ニ依リ通行ノ禁止又

ハ制限ヲ爲シタルトキハ其ノ要領ヲ現場ニ揭示シ左ノ事項
ヲ關係警察官署ニ通知スヘシ但シ三日以上ニ亘ル通行ノ禁
止及一ヶ月以上ニ亘ル通行ノ制石ニ付テハ豫メ警察官署ニ
協議スヘシ

一 路線名、位置

二 工事ノ種類

三 禁止又ハ制限ノ區間及制限ニ付テハ其ノ程度

四 禁止又ハ制限ノ時期及期間

五 假道又ハ迂廻道路アルモノハ其ノ概況

第五條 前條ノ禁止制限ニシテ國道府縣道ニ關スルモノハ同

條ノ規定ニ準シ所轄土木管區主幹之ヲ行ヒ其ノ要領ヲ報告
スヘシ

第六條 警察官吏道路取締令第十八條第二項ニ依リ通行ノ禁

止又ハ制限ヲ爲シタルトハ其ノ要領ヲ成ルヘク現場ニ揭示

シ所轄警察署長（ニ警察官署長ハ知事ニ）即報シ且國道府縣道ニ在リテハ所轄土木管區主幹其ノ他ノ道路ニ在リテハ其ノ管理者ニ通報スヘシ通但シ行ノ禁止制限ニシテ重要ナラサルモノハ此ノ限 在ラス

第七條 道路取締令第十八條第一項ニ依ル通行ノ制限及三日以上ニ涉ラサル通行ノ禁止ニ付テハ前條ニ準シ所轄警察官轄長之ヲ行フヘシ但シ國道府縣道ノ通行ノ禁止及一ヶ月以上ニ涉ル制限ニ付テハ此ノ限ニ在ラス

第八條 道路取締令第十八條第一項ニ依ル通行ノ禁止及ハ制限ニシテ前條ノ規定外ニ屬スルモノハ國道府縣道ニ在リテハ所轄土木管區主幹其ノ他ノ道路ニ在リテハ其ノ管理者ニ協議シ知事ノ指揮ヲ受ケ所轄警察官署長之ヲ行フヘシ

附 則

本令ハ發布ノ日ヨリ施行ス

◎群馬縣道路巡查設置並勤務

規程（大正十一年四月訓大甲第十九號）

第一條 警察署ニ道路巡查ヲ置ク

第二條 道路巡查ハ上官ノ指揮ヲ受ケ交通並道路保全上ノ各種取締ニ従事スルモノトス

第三條 道路巡查ノ巡廻路線ハ國道及府縣道トシ其ノ受持區ハ所屬警察署（分署部内ヲ含ム）ノ管轄區域ニ依ル但シ執行ニ關シテハ互ニ連絡ヲ保ツヘシ

第四條 道路巡查ハ毎日八時間以上服務シ一日ノ巡廻里程六里（往復ノ場合ヲ含ム）ヲ下ルコトヲ得ス但シ特別ノ事情アル場合ハ此ノ限ニ在ラス

第五條 左記事項ハ速ニ土木管區主幹又ハ修路工夫ニ通告スヘシ

- 一、道路橋梁等應急修理改築ヲ要スル個所アルトキ
- 一、天災地變ノ爲道路橋梁等ノ缺潰又ハ流失ノ虞アルトキ
- 一、許可ヲ得スシテ道路若ハ其ノ附屬物ヲ占用スル者アリタルトキ

一、其ノ他ノ道路保全上必要ナル事項

第六條 道路巡查ハ勤務日誌ヲ備ヘ執行事項ヲ記載シ重要事件ハ速ニ其ノ地所轄警察署長ニ報告スヘシ

第七條 道路巡查ハ別記雛形ノ腕章ヲ左腕ニ附着スルモノトス

第八條 本規程ノ外必要ナル勤務細則ハ警察署長ニ於テ警察部長ノ認可ヲ受ケ之ヲ定ム

一	尺	七	分	三	分	九	分	三	分	七	分
○											
○											
○											
○											

規程
 ◎群馬縣前橋市道路工事費受益者負擔

第一條 市長ノ告示シタル市道及其ノ附屬物ノ新設又ハ改築ニ關スル工事ノ費用ハ本規程ニ依リ其ノ一部ヲ沿道大地ノ權利者ニ負擔セシム

第二條 負擔金ハ工事ノ十分ノ三以内トシ其ノ都度市長之ヲ定ム。但シ市長ニ於テ特別ノ事由アリト認ムルトキハ十分

- 一、腕章ハ青羅紗製トシ幅三分ノ白線二筋ヲ附ス
- 一、白線ハ白羅紗ヲ用ユ
- 一、白線上ノ「○印」ハ腕章ヲ附著スル紐ヲ通スヘキ穴ヲ示ス

ノ五迄増額スルコトアルヘシ前項ニ依リ負擔金ヲ定ムル場合ニ於テ第六條又ハ第七條三號ニ依リ負擔金ヲ課セス若ハ減免スルコトアルモ之カ爲他ノ土地權利者ノ負擔金ヲ増加セス

第三條 本規定ニ於テ沿道ト稱スルハ道路敷地ノ境界線ヨリ奧行二十間以内ノ地域ヲ謂フ

第四條 本規定ニ於テ土地權利者ト稱スルハ市長ノ告示タル工事竣工ノ日ヨリ現在ニ於ケル左ニ掲クル者ヲ謂フ

- 一、質權ノ目的タル土地ニ付テハ質權者
- 二、永小作權ノ目的タル土地ニ付テハ永小作權者
- 三、工事竣工ノ日ヨリ起算シテ存續期間十年以上ノ地上權賃借權ノ目的タル土地ニ付テハ地上權者又ハ賃借權者
- 四、同一ノ土地ニ付テハ所有權以外ノ前各號ノ權利二個以上存續スルトキハ其ノ最後ニ設定セラレタル權利ノ歸屬者
- 五、其ノ他ノ土地ニ付テハ所有者

第五條 負擔金ハ其ノ半額ヲ沿道間口ノ間數ニ他ノ半額ヲ沿道面積ニ比例シテ之ヲ定ム但シ受益者ノ程度ニ依リ五割以内ノ増減ヲ爲スコトヲ得

第六條 左ニ掲クル土地ニ付テハ負擔金ヲ課セス

- 一、國府縣、郡町村費其ノ他ノ公共團體ニ於テ公用又ハ公

共ノ用ニ供スル土地

二、神社、寺院祠宇、佛堂ノ用ニ供スル境内地並教會所説教所ノ用ニ供スル構内地但シ第四條第三號線ニ該當スル權利ヲ設定セサル有料借地ヲ除ク

三、前各號外市長ノ指定スル土地

第七條 左ニ掲クル場合ニ於テハ負擔金ヲ減免スルコトアル

ヘシ

一、同一ノ土地カニ以上ノ新設又ハ改築路線ノ沿道土地ナルトラ

二、附近ノ地形又ハ土地利用ノ狀況ニ依リ斟酌スルノ必要アルトキ

三、負擔金ニ相當スル工事費ヲ寄附シタルトキ又ハ其ノ者ノ權利ヲ承繼シタルトキ

第八條 第四條ノ工事竣工ノ日後負擔金徵收期間内ニ於テ沿道土地ノ用途ヲ變更シ又ハ土地權利者ニ異動ヲ生シタルト

キハ其ノ事實ヲ認メタル後ニ開始スル納期ヨリ負擔金ヨ減免シ又ハ同種土地權利者ノ納期及負擔額ノ割合ニ準シテ新

ニ徵收シ若ハ第四條ノ規定ニ依ラス新ナル權利者ヨリ徵收スルコトヲ得

第九條 負擔金ハ五年以内ノ分納トシ毎年八月及二月ノ二期

ニ納付セシム

前項期間及納付額ハ市長ノ定ムル處ニ依ル

第十條 本製程施行ニ付必要ナル細則ハ別ニ之ヲ定ム

本規定ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

◎道路法令の諮問

五月二十六日から内務省に開かれた、土木主任官會議に、諮問された道路法令に就いては、主任官會議の意見を斟酌して道路課と第一技術課に於て、研究中であるが、大體原案の通りに決定するらしい、近く参事官會議に附議して決定公布する様子であるが諮問原案は左の通りである。

道路構造令中改正ノ件

道路構造令中左ノ通改正ス

第一條中 「四間以上」ヲ「七メートル五以上」ニ、「一間以内」ヲ「二メートル以内」ニ改ム

第二條中 「三間以上」ヲ「五メートル五以上」ニ、「三尺以内」ヲ「一メートル以内」ニ改ム

第三條中 「三間以内」ル「五メートル五以上」ニ、「一間以内」ヲ「二メートル以内」ニ改ム